

宮城県公報

行
城
発
印
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

備考

- 連帯保証人を変更しようとする場合には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 新連帯保証人が個人である場合においては、新連帯保証人の住民票の抄本及び印鑑登録証明書

(2) 新連帯保証人が法人である場合においては、新連帯保証人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

(3) 新連帯保証人が暴力団等に該当しない旨の誓約書

- 新連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

ペーパー

○公有財産規則の一部を改正する規則

○理容師法施行細則の一部を改正する規則

○美容師法施行細則の一部を改正する規則

○調理師法施行細則の一部を改正する規則

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則

○温泉法施行細則の一部を改正する規則

○薬事法施行細則の一部を改正する規則

(管 財 諸)

(健 康 推 進 諸)

(業 務 諸)

(回)

(回)

(回)

(回)

ペーパー、④を③へ、同様式備考へ⑦、①から③までのいづれか、⑧、⑨又は⑩及び⑪」に改め、

同様式備考に次のものに記入べ。

3 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第十六項備考へ⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に規定する場合を除く。)を記入、同様式備考へ⑦を記入べ。

ヒン、同様式備考へ⑦に規定する場合を除く。)を記入、同様式備考へ⑦を記入、⑧を記入べ。

- 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

附 録

規 制

公有財産規則の一部を改正する規則を以て公布す。

平成二十四年七月九日

○宮城県規則第五十七号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のものに改正す。

様式第七号備考へ⑦、「(3)に規定する場合を除く。)を記入、同様式備考へ⑦を記入、④を記入し、⑤を④へ、同様式備考へ⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪」に改め、同様式備考へ⑦に規定する場合を除く。

- 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第十号備考へ次のものに改め。

不要です。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を以て公布す。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村井嘉浩

1 1の規則は、公布の日から施行す。

(施行期日)

2 改正前の公有財産規則の規定による諸様式で取扱ふ上機械のなまこもにつけられ、別介の間、改正後の公有財産規則の規定によるものとみなす。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を以て公布す。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村井嘉浩

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第8号)の一部を次のものに改正する。

様式第一 卯廿「外国人登録法の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45)に規定する国籍等を記載したものに限る。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 「」の規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の理容師法施行細則の規定による様式第一 卯廿「部分の間、改正後の理容師法施行細則の規定によるものとみなす。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十九号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第九号)の一部を次のものに改正する。

様式第一 卯廿「外国人登録法の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45)に規定する国籍等を記載したものに限る。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 「」の規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の美容師法施行細則の規定による様式第一 卯廿「部分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十四年七月九日

○宮城県規則第六十号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年宮城県規則第十八号)の一部を次のものに改正する。

第四条第一 卯廿「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

様式第ニ号を次のものに改める。

宮城県知事 村井嘉浩

様式第3号(第4条関係)

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者)	
生年月日	年月日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話() -
施設の種類	種類 (該当のところに○印をつけること)		許可・開設年月日 許可保健所・許可番号
	飲食関係業 飲食店営業 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日等) 年月日 保健所 第 号	切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・漬ける・揚げる・味付ける その他の作業内容を記入する (例:魚をおろす,うどんを打つなど)
給食施設	(1回 食, 1日 食) 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他()	(開設年月日) 年月日	主に調理しているメニューを記入する
上記の施設で調理の業務に従事した期間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月
勤務形態		1 正社員・正職員 2 パート・アルバイト 3 その他()	
勤務日数及び時間		週 日, 1日 時間	
廃業年月日		年 月 日	

証明日	年 月 日
-----	-------

証明者	住所	電話() -
	施設名	
	地位	氏名

実印又は職印

(注)

- (1) 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。
- (2) 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑登録済の印鑑を用い、印鑑証明を添付すること。
- (3) 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

